

地域赴任医師研修修学金貸与事業実施要綱 新旧対照表

新（平成30年4月1日付け要綱）	旧（平成29年4月1日付け要綱）
<p>（修学金の貸付け）</p> <p>第3条 機構の理事長（以下「理事長」という。）は、次の要件にすべて該当する者に対し、修学金を予算の範囲内で貸与することができる。ただし、修学金の貸与を受けることができる回数は、同一医師につき1回を限度とする。</p> <p>（1）<u>平成30年4月1日</u>以降に、高知県外から、又は高知市内又は南国市内の医療機関から、県内の一般病床又は精神科病床を有する医療機関へ赴任する医師であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>（修学金の額等）</p> <p>第4条 修学金の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）高知県外の医療機関から県内の医療機関（高知市及び南国市内の医療機関を除く。）へ赴任した医師 <u>1,000,000円</u>以内 ただし、理事長が特に認めた場合は修学金の額を増額する場合がある。</p> <p>（2）高知県外の医療機関から高知市内又は南国市内の医療機関へ赴任した医師 <u>300,000円</u>以内</p> <p>（3）高知市内又は南国市内の医療機関から県内のその他の地域の医療機関へ赴任した医師（第4号に定める後期研修医を除く） <u>400,000円</u>以内</p> <p>（4）高知市内又は南国市内の医療機関から県内のその他の地域の医療機関へ赴任した後期研修医で、これまでに「後期研修医に対する奨励金」の支給を受けている医師（支給要件を満たす者を含む） 300,000円以内</p> <p>なお、高知市内又は南国市内以外で、引続き後期研修を開始する医師は赴任したとみなし対象とする。</p>	<p>（修学金の貸付け）</p> <p>第3条 機構の理事長（以下「理事長」という。）は、次の要件にすべて該当する者に対し、修学金を予算の範囲内で貸与することができる。ただし、修学金の貸与を受けることができる回数は、同一医師につき1回を限度とする。</p> <p>（1）<u>平成29年4月1日</u>以降に、高知県外から、又は高知市内又は南国市内の医療機関から、県内の一般病床又は精神科病床を有する医療機関へ赴任する医師であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>（修学金の額等）</p> <p>第4条 修学金の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）高知県外の医療機関から県内の医療機関（高知市及び南国市内の医療機関を除く。）へ赴任した医師 <u>1,200,000円</u>以内 ただし、理事長が特に認めた場合は修学金の額を増額する場合がある。</p> <p>（2）高知県外の医療機関から高知市内又は南国市内の医療機関へ赴任した医師 <u>500,000円</u>以内</p> <p>（3）高知市内又は南国市内の医療機関から県内のその他の地域の医療機関へ赴任した医師（第4号に定める後期研修医を除く） <u>500,000円</u>以内</p> <p>（4）高知市内又は南国市内の医療機関から県内のその他の地域の医療機関へ赴任した後期研修医で、これまでに「後期研修医に対する奨励金」の支給を受けている医師（支給要件を満たす者を含む） 300,000円以内</p> <p>なお、高知市内又は南国市内以外で、引続き後期研修を開始する医師は赴任したとみなし対象とする。</p>

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。